相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県みやま市山川町尾野一三六七番地、最後の住所福岡県みやま市山川町尾野一三九四番地　被相続人　亡　加賀田金重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

福岡県みやま市瀬高町大江一五八四番地一　相続財産管理人　板橋　正勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大野城市乙金東一丁目二番、最後の住所福岡県三潴郡大木町大字上木佐木五五七番地五　被相続人　亡　三壷　愼士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

福岡県みやま市瀬高町大江一五八四番地一　相続財産管理人　板橋　正勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市西区下山門団地四三番、最後の住所福岡県福岡市西区下山門団地四三番一〇一号　被相続人　亡　小宮　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

福岡県福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所　相続財産管理人　髙松　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市五和町二江一六四一番地、最後の住所熊本県天草市本渡町広瀬一六三八番地　被相続人　亡　山下ミチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

事務所熊本県天草市中央新町三番二九号パール・ヴィラ二―A天草ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県北條市下難波甲一三九一番地、最後の住所愛媛県北條市下難波甲一三八九番地　被相続人　亡　川端ユリ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

埼玉県川口市青木二丁目一〇番一〇―六〇五号　相続財産管理人　長友　和光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県川辺郡川辺町中山田一八〇六番地、最後の住所鹿児島県加世田市唐仁原一一八一番地　被相続人　亡　室屋　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

鹿児島県南九州市川辺町下山田二三〇七番地一　相続財産管理人　秋田　政清

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十五年八月二十日

一　墳墓等所在地　東京都台東区谷中一丁目七番四号

一　墳墓等の名称　長運寺墓地　龍野家

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都台東区谷中一丁目七番四号　宗教法人長運寺　住職　片桐大雄

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業に係る平成二十五年七月十九日付換地処分通知は、送付したが受領を拒まれたので、土地区画整理法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者
住所　兵庫県神戸市兵庫区兵庫町一丁目四番九―六〇二号
氏名　池部　哲子

二、通知の内容
土地区画整理法第百三条第一項の規定により、熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

（教示）

一、この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知の取消しの訴えは、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に城南町中央土地区画整理組合を被告として提起することができます。なお、六箇月以内であっても、この通知の日から一年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

三、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、この通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを城南町中央土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示します。

平成二十五年八月二十日

熊本県熊本市南区城南町今吉野一三二四番地二　城南町中央土地区画整理組合　理事長　甲斐　一行

公示送達

新保中央土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業において、左記一の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び同条第五項の規定による仮換地指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　新潟県長岡市新保三丁目四番四号
氏名　花垣　貢

二　通知の内容
土地区画整理法第九十八条第一項及び同条第五項の規定により、新保中央土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、別紙通知書及び明細図のとおり、仮換地を指定します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に長岡市長に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に新保中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に新保中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙通知書及び明細図は掲載を省略し、それらを長岡市役所の掲示場及び長岡市新保二丁目二七番二三号の新保中央土地区画整理組合事務所並びに長岡市新保町字村下五〇五番地二の同組合現地案内所の掲示場において掲示しております。

平成二十五年八月二十日

新潟県長岡市新保二丁目二七番二三号　新保中央土地区画整理組合　理事長　日山　勉

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十五年七月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

神奈川県横浜市港南区最戸一丁目一三番一〇号　日揮プランテック株式会社　確定給付企業年金清算人　川名　信博